

Title	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ「民主化」に向けた制度的介入：国家再建のための国際社会の役割
Author(s)	橋本, 敬市
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/43307">https://hdl.handle.net/11094/43307</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	橋本敬市
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 17164 号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ「民主化」に向けた制度的介入－国家再建のための国際社会の役割－
論文審査委員	(主査) 助教授 星野 俊也  (副査) 教授 黒澤 満 教授 米原 謙 助教授 木戸 衛一

### 論文内容の要旨

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの民主化に向けた国際社会の制度的介入は、各民族強硬派の妨害によって難航したことから、同国再建を支援する関係国際機関は自らのマンデートを拡大することによって個々の問題に対処してきた。この結果、国際社会の対ボスニア政策は「信託統治の実験」とまで呼ばれるようになってきているが、民主化政策そのものは大きな成果を挙げていない。

ボスニアに対する民主化政策に関する研究はこれまで、3つのスタンスからなされてきた。つまり、主権の制限をさらに進めてより積極的に介入することを求めるもの、外からの民主化プロセスに疑問を投げかけ即時撤退を求めるもの、そして現在行われている方法以外に選択肢はないとする現状肯定的見方をとるもの、の3つである。本論は、こうしたアプローチがいずれも現実的視点を欠いていることを指摘した上で、民主化介入を正当化した理論的背景、 Dayton合意の規定及びその運用、さらに介入政策による影響等を個別に検証することを通じて、国際社会が取り得る有効な戦略を提示するものである。

第1章では、Dayton合意で規定された制度的介入を支える支配的概念である「民主化」の理論的枠組みを検証する。ここでは、今日の「民主化」アプローチの基盤として、従来民主主義の尺度とされた自由・公正な選挙の実施や立法・行政府の設置などのレベルに留まらず、対象国の社会的・文化的価値観に重点が移っていること、さらに民主化のためには国際社会の制度的ガイダンスが不可欠であるとの認識が一般化したことなどがボスニアに対する介入を正当化したという点が強調される。第2章では、Dayton合意の付属書に規定された関係国際機関のマンデートを検証し、和平履行プロセスにおけるボスニアの主権制限について考察する。その上で民主化を目的とする国際社会の介入の是非、さらに継続的な介入を必要とさせている制度上の問題として、Dayton合意付属書の中に盛り込まれたボスニア新憲法の問題点を明らかにする。第3章ではボスニアの民主化・復興が難航する中で、関係国際機関が自らのマンデートを拡大していった過程を検証する。特に民生部門の最高責任者として、拘束力のある決定権と和平合意履行の障害となる公職者の解任権を付与され、実質的にボスニアの立法・行政権を握るようになった上級代表のマンデート拡大について、その妥当性・有効性を考察する。第4章では、Dayton合意後計6回に及ぶ選挙を管理・運営してきたOSCEの活動を検証する。特にOSCE暫定選挙委員会が策定した選挙規則が、ボスニアの政治状況に与えた影響を明らかにする。第5章では、国際機関の民主化プロセスが民主主義に逆行しつつある状況を明らかにし、当事者である関係国際機関の対応を考察する。また、同プロセスに対する批評を積極介入派（リベラル派）と介入懐疑派

(保守派)に分類し、それぞれの見解の是非を比較検討する。最後に第6章では、現在関係国際機関の間で進捗しつつある和平履行体制簡素化案の是非を検証するとともに、国際社会の課題を探り、ボスニア民主化のための具体的方策として、税制の中央集権化支援と上級代表による権限の適切な使用を提言する。税制の中央集権化については各エンティティーからの反発、権限発動の抑制については関係国際機関からの抵抗がそれぞれ根強く、従来タブー視されてきた課題だが、本論を通じて両提言がボスニアの民主化を成功裏に進めるために不可欠であることが明らかにされる。

(了)

### 論文審査の結果の要旨

本稿は、3年半に及んだボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争後の国家再建過程における国際社会（同国再建支援のための関係国際機関の集合体）の役割を「民主化」に向けた制度的介入という視点から分析したものである。ボスニアに対する「民主化」政策は、従来、積極介入論、即時撤退論、現状肯定論の主に3つの角度から研究されてきたが、これらいずれもが現実的視点を欠いていることを指摘したうえで、本論文は、ボスニア国家再建の基本文書であるデイトン合意（1995年10月）の規定及びその運用、さらに介入政策による影響等をきわめて詳細に検証し、さらに国際社会が取り得る実際的な政策提言をまとめることを目的としている。

全6章からなる本論文の概要は以下のとおりである。第1章は、分析枠組みとして、デイトン合意で規定された制度的介入を支える「民主化」概念を整理し、これを単に政治・法的な制度のレベルにとどめず、対象国の社会・文化を重視する視点導入の必要を指摘する一方、実際はいかなる介入正当化論議が行われていたかを明らかにした。第2章では、デイトン合意の付属文書に規定された関係各国際機関のマンデートを検討し、和平履行プロセスにおけるボスニアの主権制限について考察した。第3章は、特に同国復興に協力する国際社会の代表となった上級代表のマンデート拡大をめぐる諸問題を扱った。第4章では、合意後計6回を数えた選挙への支援のあり方を検討。第5章は、逆説的だが、国際機関による民主化プロセスが現地の民主主義を逆行させつつある矛盾を丹念に分析した。第6章では、和平履行体制の簡素化の問題を論じ、現実的なボスニア民主化策として税制の中央集権化や上級代表による節度ある権限行使を提言している。

社会人経験と本研究科でのコースワーク及び理論研究に加え、在埃日本大使館と在サラエボ上級代表事務所でのボスニア問題の実務担当経験にもとづく視点を総合した労作で、細部に推敲を要する部分も残るが、全体として本研究は博士（国際公共政策）に値するものと判断される。